

# 障がいのある方を雇用する 新たな事業をはじめませんか？

札幌市では、障がいのある人もない人も同じ立場で、共に助け合いながら生き生きと働ける、そんな職場が広がることを目指し、「札幌市障がい者協働事業運営費補助」制度を平成18年10月から実施しています。

この補助制度により、障がいのある方の就労の場が広がることはもとより、民間企業等が主体となって、障がいのある方の就労促進や、障がいのある方に対する社会的な理解が進むことを期待しています。



## 1 補助対象とする事業者の選定

事業の運営を希望する場合、事前に事業計画書を提出していただき、札幌市が設置する選定委員会にて、運営方法等の企画提案をしていただきます。提案内容の総合評価点に基づき、運営事業者を選定いたします（プロポーザル方式）。

## 2 事業運営費の補助内容

選定された運営事業者に対しては、以下のとおり運営に係る事業費の一部を予算の範囲内で補助します。**今年度につきましては、雇用する障がい者従業員数は5人とします。**

補助項目	補助内容		備考
補助基準額 (年額)	障がい者の 従業員数	基準額	年度途中から事業を開始する場合は、基準額を12で除し、事業実施月から年度末までの月数を乗じて算出します。
	5人	6,820,000円	
	6人	7,720,000円	
	7人	8,630,000円	
	8人	9,540,000円	
9人	10,450,000円		
家賃加算	家賃年額×1/2（上限480,000円）		
施設設備費補助加算	1,000,000円		事業開始初年度のみ適用

※事業に要した経費のうち、給与・手当等（ただし、障がい者従業員の給与等を除く）、共済費、消耗品費、光熱水費、修繕費、備品費、賃借料等の実支出額と、基準額を比較して、いずれか低い額を予算内で補助します。

### 3 事業運営費の補助要件（主な項目のみ）

事業運営費の補助を受けるためには、以下の基本的要件を満たすことが必要です。

※補助金額算定にあたっては、他に要件等があります。別添の運営費補助要綱を必ずご覧ください。

	項目・内容等
基本的要件	<ul style="list-style-type: none"><li>①法人（営利・非営利は問いません）が行う継続性のある事業</li><li>②事業の拠点が札幌市内</li><li>③市内に住む障がいのある方が従業者として、全従業員の5割以上かつ5人以上9人以下であること</li><li>④事業の従業者に対し、1週あたり30時間以上勤務の雇用契約（※最低賃金の3/4以上の雇用契約であることが必要）</li><li>⑤障がいのある従業者は、原則として協働事業に従事するために、公共職業安定所等のあっせんにより、新規に雇用される者であること</li><li>⑥障がいのある従業者の相談や、技術指導等を支援する従業者を雇用すること（※1人以上の配置が必要）</li><li>⑦事業の従業者に対し、健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用</li><li>⑧設備などの環境が障がい者に配慮されていること</li><li>⑨事業の従業者について、法人内の他事業と明確に区分すること</li><li>⑩補助金の経理について、法人内の他事業と明確に区分すること</li></ul>

### 4 選定評価の視点等

前項「3」の基本的要件を満たすほか、次に掲げる視点等を参考に総合的に判断します。

- (1) 障がい者雇用の動機
- (2) 障がい従業員の職場定着支援
- (3) 障がい者支援についての研修体制
- (4) 職場環境への福祉的配慮
- (5) 障がい者雇用の理解促進に係る周知活動
- (6) 事業の収益性

### 5 手続き方法・提出書類

事業運営を希望する場合、下記担当者までご連絡をいただくか、札幌市役所公式ホームページから、「事業計画書」をダウンロードして、必要事項を記入の上、以下の書類を添えて提出してください。

#### ●提出書類

- (1) 事業計画書【様式指定】
- (2) 上記4「選定評価の視点等」に掲げる項目について、事業計画書を補足する企画提案書【様式自由】
- (3) 予定する事業に係る収支予算書（事業実施年度を含む3年間見込）【様式指定】（※事業計画書ファイルにシートがあります）
- (4) 当該事業を行う場所が分かる平面図
- (5) 法人の定款及び現在事項全部証明書（法人の登記簿謄本。ただし、募集案内以降に交付されたもの）
- (6) 法人の過去3年間の収支（損益）計算書、またはこれらに相当する書類
- (7) 法人の過去3年間の貸借対照表及び財産目録、またはこれらに相当する書類
- (8) その他、法人活動の概要が分かる資料等【様式自由】
- (9) 法人の過去3年間における札幌市税納税証明書（指名願用で、募集案内以降に交付されたもの。ただし、納税義務がない法人を除く）

## 6 スケジュール

時 期	手続きの流れ
9月7日(金) 午後5時15分	■「事業計画書」及び関係書類の提出期限(ただし、郵送の場合は当日消印有効)  ■選定委員会の日時等について、各応募者あてに通知します。
9月21日(金)	■選定委員会(札幌市が設置)開催。「事業計画書」等関係書類を精査し、ヒアリングを実施します。※選定後、速やかに結果をお知らせします。
11月以降	■事業開始予定

**提出期限：平成24年9月7日(金)**

### ●お問い合わせ先●

電話：011-211-2936      FAX：011-218-5181      e-mail：[shogai.fukushi@city.sapporo.jp](mailto:shogai.fukushi@city.sapporo.jp)

担当：札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 就労・相談支援担当係 山本・藤崎  
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3階南側

募集案内ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/sinkibosyu/kyodo2012/>

(※ただし、ホームページは、8月3日から公開します)